



平成 22 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 岩塚製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 榎 春夫
(JASDAQ コード番号 2221)
問合せ先 取締役管理本部長 郷 芳夫
(TEL. 0258 - 92 - 4111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新を決議いたしました（詳細につきましては平成 22 年 5 月 19 日付けで公表いたしました「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

当社は、買収防衛策の導入、変更、継続及び廃止につきましては、その重要性に鑑み、株主総会にお諮りして株主の皆様の意思を確認することが肝要であると考えております。

つきましては、買収防衛策の導入、変更、継続及び廃止について株主総会において決議することができることを明確にするために、変更案第 17 条第 1 項の規定を新設するものであります。

また、買収防衛策における対抗措置の発動として新株予約権無償割当て等を行うにあたり、株主の皆様の意思を確認する場合の根拠を明確にするために、変更案第 17 条第 2 項の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 17 条第 3 項は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

- (2) 上記の変更に伴い、必要な条数の変更のほか所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(決議事項等)</p> <p><u>第17条 株主総会は、法令に規定する事項及び本定款に定める事項のほか、買収防衛策の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。</u> <u>なお、本条において「買収防衛策」とは、資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策をいう。</u> <u>当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u> <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>1. <u>買収防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>2. <u>当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取り扱うことができること</u></p>

第17条～第38条 (省略)	第18条～第39条 (現行どおり)
-------------------	----------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 24 日

以 上